

「キミと、投票する選挙」

東京都議会議員選挙

6月23日(日)
午前7時～午後8時

投票に行こう



【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654-8493～6

葛飾区で投票できる方

平成5年6月24日までに生まれた日本国民で、平成25年3月13日(水)までに、葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

投票所には「選挙のお知らせ」を忘れずに

6月14日(金)ごろから、世帯ごとに封書でお送りします。

対象者全員分の「選挙のお知らせ」が入っていますので、投票所を確認の上、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。

届かない、紛失した、忘れたという場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

代理・点字投票

字が書けない方や身体に障害のある方は、投票の秘密を侵すことなく係員がお手伝いします。点字での投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

住所を変更した方

葛飾区に転入した方

3月14日(木)以降に転入の届け出をした方は、選挙人名簿の登録の有無を前住所地(都内に限る)の選挙管理委員会に確認の上、前住所地で投票してください。この場合、葛飾区の住民票の写しなどが必要です(選挙用の住民票の写しは、戸籍住民課(区役所2階217番)・区民事務所・区民サービスコーナーで無料発行)。

葛飾区から転出した方

3月14日(木)以降に葛飾区から都内の区市町村へ転出した方で、葛飾区の選挙人名簿に登録されている方は、葛飾区の投票所で投票してください。この場合、現在お住まいの区市町村の住民票の写しなどが必要です。ただし、葛飾区から転出した後に他の区市町村へ再度転出した場合は投票できません。

葛飾区内で住所を移した方

6月5日(水)以降に転居の届け出をした方は、転居前の住所の投票所で投票してください。

投票日の前に



投票日は仕事や用事があって行けないのですが…

期日前投票をご利用ください。投票日の前日まで投票することができます。6月15日(土)～22日(土)の午前8時30分～午後8時(土・日曜日でも投票可)に区役所や一部の地区センターで行っています。詳しくは2面をご覧ください。



候補者を知るにはどうしたら良いでしょうか…

選挙公報をご覧ください。候補者の氏名や所属政党、政見や経歴などが掲載されています。6月16日(日)から、東京都選挙管理委員会のホームページでもご覧いただけます。また、区内に公営ポスター掲示場を設置します。投票する際の参考にしましょう。詳しくは2面をご覧ください。



一票は大切!

選挙は、皆さんが自分の意見を政治に反映させることができる大切な場です。あなたの大切な一票を無駄にしないで、ぜひ投票しましょう。



はなしょうぶコール
☎6758-2222



パソコン/スマートフォン用
区ホームページ



区公式ツイッター
@katsushika_city



区公式フェイスブックページ